

地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第四項の改正規定中「**一**」、「**百分の二**」とあるのは「**百分の五・五**」の下に「（平成八年度から平成十年度までの各年度分の個人の市町村民税については、**百分の四とする。**）」を、「**二百二十万円**」の下に「（平成八年度から平成十年度までの各年度分の個人の市町村民税については、**百六十万円とする。**）」を、「**第三百十四条の二の規定**」と、「**百分の二**」とあるのは「**百分の五・五**」の下に「（平成九年度分及び平成十年度分の個人の市町村民税については、**百分の四とする。**）」を加える。

附則第一条第一号及び第二号中「**百分の五・五**」の下に「（平成八年度から平成十年度までの各年度分の個人の市町村民税については、**百分の四とする。**）」を、「**二百二十万円**」の下に「（平成八年度から平成十年度までの各年度分の個人の市町村民税については、**百六十万円とする。**）」を加える。

附 則

この法律は、平成七年九月一日から施行する。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、三年間の緊急措置として、個人の土地等の譲渡の場合の長期譲渡所得課税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。